

別紙

答申第153号

答 申

### 1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書において非公開とした部分のうち、別表2に掲げる部分は公開すべきである。

### 2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成30年2月14日に本件審査請求人より、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、

「 交通関係法令違反点数の『抹消上申』について

理由別 ・ 件数 ・ 書式変更 ・ 違反不成立 ・ 違反成立（諸般の事情で抹消）  
・ 違反成立（但し、取締りの妥当性、公平性の観点から是正） ・ その他

※請求対象期間：平成29年1月1日～同年12月31日 」である。

(3) 実施機関は、抹消上申に関する理由別件数をまとめた資料は作成していなかったことから、審査請求人に対しその旨を伝えたところ、請求内容について「平成29年1月1日から同年12月31日の間における、交通関係法令違反点数の『抹消上申』に関する資料」と補正され、確定した。

(4) この請求に対して実施機関は、平成30年3月6日付けで公開決定等の期間延長を行った後、同年4月6日付けで、次のとおり部分公開決定を行った。

ア 対象公文書

① 事件登録の抹消処理依頼について（平成29年3月2日付け）

② 事件登録の抹消依頼について（平成29年4月21日付け）

③ 事件登録の抹消依頼について（平成29年6月8日付け）

④ 事件登録の抹消依頼について（平成29年6月27日付け）

⑤ 道路交通法違反事件処分登録抹消について（依頼）（平成29年11月9日付け）

⑥ 事件登録の抹消依頼について（平成29年11月16日付け）

⑦ 事件登録の抹消処理について（平成29年11月22日付け）

イ 公開しない部分及びその理由

別表1の内容のとおり

(5) 審査請求人は、この決定を不服として、平成30年4月16日に島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。

(6) 諮問実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成30年5月30日付けで当審査会に諮問書を提出した。

### 3 審査請求人の主張

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

平成30年4月6日付島根県警察本部指令（広報）第43号により島根県警察本部長が行った部分公開処分の取消し、公開を求める。

## (2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は、次のとおりである。

### ア 条例第7条第2号（個人情報）について

(ア) 「違反日時、場所、告知番号等の違反状況」は、「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるもの」には該当しない。

(イ) 「現認状況及び抹消理由」について、個人の人格と密接に関係する情報であるとしているが、「現認状況」は、あくまでも取締警察官による現認状況についてその報告に必要な程度において記載された情報であり、「抹消理由」は、違反登録後において、行政処分登録事由を欠く事実を照らし、警察署長が運転免許課長に対し行政処分登録抹消手続を講じる必要から、その抹消理由について必要な程度において記載した報告である。仮に、違反者の言動内容、文章の組立、表現方法等から個人の人格と密接に関連するような情報であったとしても、当該個人を識別する事はできないし、行政処分登録抹消事由の原因は、違反者とされた個人ではなく、取締実施機関の側にあることから、当該個人の権利利益を害する具体的な蓋然性があるとはいえない。

(ウ) 「警部補以下の階級及び相当職にある警察職員の印影」は、条例第7条第2号ただし書きウのカッコ書きに規定する「当該公務員等が規則で定める職（警部補以下の階級及び相当職にある警察職員）にある場合」であっても、「当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれ」が、具体的なおそれであることを立証しなければ非公開とはならない。

### イ 条例第7条第4号（公共安全等情報）について

(ア) 「違反場所」について、違反場所情報を公開しても、常時、同一場所で取締りをするわけではなく、運転者の全てが日常的に同一場所を通行することもないため、公共安全等情報とはならない。

(イ) 「アルコール感知器の名称」について、警察が使用しているアルコール感知器は、多くの裁判例やインターネット上の情報で広く知られており、感知器が誤認値を表示する可能性もある。

平成30年9月27日東京高裁判決では、当該感知器を用いた飲酒検知において、「入れ歯安定剤の使用により、最大で0.15mg/l程度のアルコールが検知される可能性があることを否定できない。」として、行政処分の取消しを認容している。

従って、アルコール感知器の名称は、公共安全等情報には該当しない。

### ウ 条例第7条第6号（事務、事業に関する情報）について

(ア) 「警ら用無線自動車の無線呼称」について、警察無線の傍受は誰でもできることであり、その呼称番号を公開することにより、取締りの適正な遂行に「著しい支障」が生じるおそれはない。

(イ) 「違反者の申立て」について、違反者が申立てをすることは当然の権利であり、取締実施機関は、適法かつ妥当な取締りをしたはずであることから、違反者の申立てに合理性がないことを知らしめることができることから、適法かつ妥当な取締りをしている限りにおいて、取締りの適正な遂行に期することはあっても「著しい支障」が生じるおそれはない。

## 4 実施機関の主張

諮問実施機関の非公開理由説明書及び補足説明書による主張の要旨は、次のとおりで

ある。

(1) 本件処分理由

対象公文書は、いずれも、各警察署長から運転免許課長に対する行政処分登録抹消に関する依頼文であり、概ね、「違反者」、「違反（告知）番号」、「違反内容」及び「抹消理由」から構成されている。

(2) 条例第7条第2号（個人情報）について

対象公文書には、当該道路交通法違反の違反者の本籍、住所、氏名、生年月日、職業及び車両番号等が記載されているほか、違反の状況として、違反日時、違反場所、現認状況及び告知番号が記載されている。これらの情報については、公開することにより、「特定の個人が識別され、もしくは識別され得るおそれがある情報」として条例第7条第2号（個人情報）に該当することから非公開とした。

また、現認状況及び抹消理由には、違反者の言動が記載されている。

これは、その内容、文章の組立て、表現方法等から個別の人格と密接に関連するような情報であり、「特定の個人は識別することはできないが、公開することによりなお個人の権利利益を害するおそれがある情報」として条例第7条第2号に該当することから非公開とした。

さらに、運転免許課で収受した際の決裁欄の印影のうち、警部補以下の階級及び相当職にある警察職員の印影については、同条同号ただし書きウに定める規則に規定する職の公務員氏名に該当し、また、同号ただし書きア及びイに該当しないことから非公開とした。

(3) 条例第7条第4号（公共安全等情報）について

対象公文書には、違反の状況として、違反場所のほか、取締りに使用したアルコール感知器の名称等が記載されている。

「違反場所の一部」を公開すると、取締り場所が特定され、交通違反を犯そうとする者が、以後の取締りを逃れようとして対抗措置を講じる蓋然性が高くなり、当該取締り場所以外での交通犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

「アルコール感知器の名称」は警察においては明らかにしておらず、公開すると犯罪を企図する者が仕様等を研究等し、誤検知を招く手法を開発するなど防衛措置を講じるのに有利な情報を与えることとなり公共の安全等に支障を及ぼす。

「警ら用無線自動車の無線呼称」を公開すると、無線の呼出名称付与の法則性が看破され、用途別車両台数や事案対処能力が把握され、対抗措置をとられる。

「違反名の一部」は、それぞれ、「携帯電話使用等禁止違反に係る現認走行距離」及び「速度違反取締りにおける超過速度及び測定速度」に関する情報である。取締りにあたっては一定の基準が存在するところ、これを公表すると、取締りの対象となる範囲がある程度推測されることとなり、交通犯罪を企図する者が様々な手段を用いて取締りを逃れようとするなど、道路交通における公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすこととなる。

(4) 条例第7条第6号（事務、事業に関する情報）について

対象公文書には、警ら用無線自動車の無線呼称が記載されているほか、違反者の申立て等が記載されている。

警ら用無線自動車の無線呼称については、4号で非公開とした理由と同じであり、

警察における今後の公共の安全と秩序の維持に関する事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

違反者の申立てについては、公にすることにより、当該申告にかかる申し出が明らかとなり、不正手口の巧妙化を図ることにより、以後の不正な行為を容易にすることも予測され、当該事務又は業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報である。

違反場所の一部については、公にすると、別途の公開請求により県内の交通規制箇所全てに関する取締り情報を取得され、これらを組み合わせることにより、取締り場所一覧が作成可能となる。その結果、検挙されない範囲内における違法な行為が容易となり、交通取締りの事務の実施に支障を及ぼすおそれがある。

違反名の一部については、さらに別途の公開請求でこれらを集約することにより、取締りの対象となる範囲がある程度推測されることとなり、交通犯罪を企図する者が様々な手段を用いて取締りを逃れようとするなど、道路交通における公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすこととなり、適切な道路交通行政事務の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

「行政処分上申の一部」は、違反者の行政処分上申手続きの詳細に係る情報であり、公開すると、今後の行政処分事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

## 5 審査会の判断

### (1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

### (2) 本件対象公文書及び審査対象について

#### ア 本件対象公文書について

- ① 事件登録の抹消処理依頼について（平成29年3月2日付け）
- ② 事件登録の抹消依頼について（平成29年4月21日付け）
- ③ 事件登録の抹消依頼について（平成29年6月8日付け）
- ④ 事件登録の抹消依頼について（平成29年6月27日付け）
- ⑤ 道路交通法違反事件処分登録抹消について（依頼）（平成29年11月9日付け）
- ⑥ 事件登録の抹消依頼について（平成29年11月16日付け）
- ⑦ 事件登録の抹消処理について（平成29年11月22日付け）

#### イ 本件部分公開決定について

実施機関は、上記アの公文書の、別表1の左欄に記載する情報について、条例第7条第2号、第4号及び第6号に該当するものとして部分公開決定を行っている。

当審査会で対象となる公文書を見分したところ、各公文書の非公開部分について、それぞれ条例第7条のいずれの号に該当するものとして非公開決定を行ったか明確ではないものがあり、また、同条第2号該当としている情報については、「特定の個人が識別されるため」であるのか、あるいは「特定の個人は識別されないものの、なお特定の個人の権利利益を害するため」のいずれを理由としているのかについても明確ではなかったため、諮問実施機関に対して、これらの点を整理し、明確にした対象公文書及び補足説明資料の提出を求め、その上で審査を行った。

なお、審査請求人が公開を求めている情報は、別表1の左欄に記載する情報のうち下線を付した部分であることから、当審査会は当該部分を審査の対象とすることとし、その他の非公開部分についての判断は行わないものとする。

(3) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合されることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報とするものである。

ただし、慣行として公にされている情報(同号ただし書きア)、人の生命等を保護するために公開が必要な情報(同号ただし書きイ)や当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報(同号ただし書きウ)は、非公開情報からは除かれる。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 決裁欄の印影の一部、警察官の氏名について

実施機関が非公開とした情報は、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影である。警部補以下の階級にある警察官氏名の取扱いについては、同条第2号ただし書きウ及び「島根県情報公開条例施行規則(平成13年島根県規則第10号)」により「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職」と定められており、同号ただし書きウに規定する「当該公務員等が規則で定める職にある場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く」に該当することから、非公開とすることが妥当である。

イ 違反又は発生日時、違反又は発生場所(一部)、呼出日時、飲酒検知等実施時刻、被害者の診断書の提出年月日及び違反事案に関連する場所について

条例第7条第2号に規定する「他の情報と照合されることにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」の中の「他の情報」とは、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報等であり、特別な調査をすれば入手し得るような情報は、基本的には「他の情報」には含まないものである。

しかしながら、当該情報の内容や性質によっては、一般人を基準として個人識別性を判断すると個人の権利利益の保護が不十分となる場合があり、そのような場合には、特定の情報を有する関係者も基準に含むべきと解される。

諮問実施機関は、道路交通法違反で検挙されたという事実は、違反者本人にとっては他人には知られたくない機微な情報であると説明している。対象公文書にお

いて明確に記載された違反名や事件名、また違反の概要や事件又は事故の概要などの大部分が公開されている状況から、本人が識別された場合、その後の社会生活にも影響するおそれもあるため、「他の情報」については、それぞれの事件における関係者となり得る者が有する可能性のある情報も含めて考える必要がある。

違反又は発生日時、違反又は発生場所（一部）、呼出日時、飲酒検知等実施時刻及び被害者の診断書の提出年月日については、その全てが公開となった場合、当該取締り等に居合わせた者や当該違反者の身内を含む関係者などが有する可能性のある情報と照合することにより、個人を識別され権利利益を害する可能性がある。

ただし、このうち違反又は発生日時及び被害者の診断書の提出年月日における「年」及び「月」までの部分、並びに違反又は発生場所における個別の地名や地番ではない一般的な記述の部分については、公開しても個人が識別され得るとはいえないため公開とし、残りの部分を非公開とすることが妥当である。

また、対象公文書⑤の2(3)の中で、違反事案に関連する場所が同号該当により非公開となっている部分があるが、公開しても特定の個人は識別され得るとはいえないため、公開すべきである。

#### ウ 交通反則切符番号（違反番号、告知番号）について

非公開とした理由について、諮問実施機関に補足説明を求めたところ、以下のとおりであった。

反則行為をしたものが反則者に該当すると認定したときは、6枚つづりである反則切符を作成し、その1枚目である交通反則告知書及び、納付書を交付するものとされている。告知書には、番号があらかじめ付されており、反則切符の2枚目から6枚目にも同じ番号が付されているほか、納付書にもこれと同じ番号が記載されているものであり、一つの違反につき一つの番号によって管理されている。また、反則金の納付に関して違反者から問い合わせがあった場合には、氏名に加えて必ず告知番号を聴取し、照合して違反者本人であることを確認する。

以上の諮問実施機関の説明によれば、交通反則切符番号（違反番号、告知番号）は、処分に係る手続きにおいて、本人であることの真正性を担保する機能を持つ情報であるといえる。

したがって、交通反則切符番号（違反番号、告知番号）は、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、非公開とすることが妥当である。

#### エ 申立て内容（供述内容）、挙動について

諮問実施機関は、違反者の申立内容や挙動は、内容、文章の組立て、表現方法等から個別の人格と密接に関連するような情報であり、「特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお個人の権利利益を害するおそれがある情報」として条例第7条第2号に該当するとしている。また、道路交通法違反で警察に検挙されたという事実は、違反者本人にとっては、他者には知られたくない機微な情報であるとも説明している。しかし、実施機関が条例第7条第2号に該当するとした部分を見分したところ、対象の情報ごとにその性質は異なるものと思料されるため、それぞれの同条同号該当性を個別に検討する。

まず、対象公文書①の申立て内容、対象公文書③のうち本人の申立て部分及び対象公文書⑤の中の違反現認時の違反者の挙動部分（一部）は、本件決定で既に公開されている内容から推測され得るものであり、公開しても個人の権利利益を害する

とは認められないため、公開すべきである。

その他の申立て内容（供述内容）、挙動については、違反者本人にとっては他人に知られたくない、私生活を含む機微な情報であり、個人が特定されない場合であっても公開すると特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、非公開とすることが妥当である。

オ 検知結果、交通違反歴、運転免許取消し該当年数について

呼気の検知結果が公開されると、その軽重にかかわらず、処分結果が推測され、また、交通違反歴や運転免許取消し該当年数についても、通常公にされることは想定されておらず、個人が特定されない場合であっても公開すると特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、非公開とすることが妥当である。

(5) 条例第7条第4号について

条例第7条第4号は、公共の安全と秩序の維持の観点から、「犯罪の予防」、「犯罪の鎮圧」、「捜査」、「公訴の維持」又は「刑の執行」などの刑事法の執行に関する情報について、公開することにより犯罪の予防捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報については、非公開とすることを定めたものである。「支障を及ぼす」とは、公共の安全と秩序を維持するための活動が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある場合をいう。

同号に該当する情報については、その性質上、公開又は非公開の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重するものであるが、当該判断については、実施機関の裁量が無制限に認めるものではなく、合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならない。

(6) 条例第7条第4号該当性について

ア 違反場所の一部、違反名の一部、超過速度及び走行速度について

諮問実施機関は、違反場所の情報について、公開することにより、取締りの場が特定され、交通違反を犯そうとする者が、以後の取締りを逃れようとして対抗措置を講じる蓋然性が高くなり、交通犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号に該当すると説明している。

また、違反名の一部、超過速度及び走行速度について、当該情報はそれぞれ、携帯電話使用等禁止違反に係る現認走行距離及び、速度違反取締りにおける超過速度及び測定速度に関する情報であり、取締りの実施にあたっては一定の基準が存在するところ、これを公表すると、交通犯罪を企図する者が様々な手段を用いて取締りを逃れようとするなど、道路交通における公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすこととなると説明している。

条例第7条第4号にいう「公共の安全と秩序の維持」は、前記(5)のとおり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行に代表される刑事法の執行を意味しており、道路交通法違反の取締りに関する情報も、同号の対象となり得るものである。これらの情報を公開した場合、交通犯罪を企図する者が、例えば取締りの区間のみ制限速度で走行し、それ以外の道路では制限速度を超えて走行するなど、様々な取締りを回避する行動をとった場合、交通指導取締りの効果が損なわれ、道路交通における公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。また、交通違反について、取り締まるべき基準に関する情報が公開された場合、公平な交通取締りの事務に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

以上により、違反場所の一部、違反名の一部、超過速度及び走行速度を公にすると、交通犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められるため、条例第7条第4号に該当する。ただし、前記5(4)イで条例第7条第2号に該当しないと判断した違反場所の一部のうち、個別の名称ではない部分については、公開しても公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められないため、公開すべきである。

イ 警ら用無線自動車の無線呼称について

警ら用無線自動車の無線呼称を非公開としたことについて、諮問実施機関は以下のとおり説明している。

当該情報は、警察署警ら用無線自動車（パトカー）の呼出名称（コールサイン）に関する情報である。無線機はパトカーのみならず様々な用途の車両に搭載されており、用途ごとに一連の呼出名称が付されている。当該情報を公開することにより、当該警察署のその他の車両に係る呼出名称についても公開できることとなるため、犯罪を企図する者が別途の公文書公開請求によってこれらの情報を入手し、組み合わせることで呼出名称付与の法則性を看破し、当該警察署が保有する用途別車両台数及び事案対処能力を把握することが容易となり、対抗措置をとれることから、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

この説明は、条例第7条第4号の趣旨を踏まえれば、不合理とまではいえないため、警ら用無線自動車の無線呼称は、条例第7条第4号に該当し、非公開とすることが妥当である。

ウ アルコール感知器（検知管）の名称の一部について

アルコール感知器の名称の一部を非公開としたことについて実施機関は、アルコール感知器の名称は、県警察においては明らかにしておらず、これを公開すると犯罪を企図する者が当該機器に関する仕様等の情報を収集・研究することにより、適正な使用を免れ誤検知を招く手法を開発するなど、正確な事実を判定させないよう防衛措置を講じるために有利な情報を与えることとなり、交通犯罪の予防等、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明しており、当審査会としても実施機関の説明が不合理であるとまではいえないと判断する。したがって、アルコール感知器（検知管）の名称は条例第7条第4号に該当し、非公開とすることが妥当である。

エ 行政処分上申に至った経緯及び行政処分登録抹消についての一部について

対象公文書⑤における当該情報を非公開としたことについて、諮問実施機関は、本件酒気帯び運転容疑事案の捜査に係る個別具体的な経過、着眼点、手法等に関する情報であり、公開することにより、本件事案の被疑者本人による個人情報開示請求に対しても本件非公開情報を開示できることとなるため、被疑者本人が自身の捜査に関する方針等の詳細な情報を得ることにより、更なる捜査に対して飲酒運転の立件を困難にするような対抗措置をとるなど、本件事案の捜査に支障を及ぼすおそれがある。また、今後の同種事案においても、犯罪を企図する者が飲酒運転の立件を困難にするための対抗措置をとることを容易にするなど、捜査に支障を及ぼすおそれがあると説明している。

実施機関が条例第7条第4号に該当するとした情報の内容を見分したところ、



記載された情報の性質は一律ではないと認められたため、対象公文書⑤に記載のそれぞれの項目について、同条同号該当性を個別に検討する。

(ア) 3 本件行政処分上申に至った経緯

(1) 本件捜査の問題点及び当署交通課での捜査過程

交通違反事案の捜査に係る個別具体的な経過、着眼点、手法が記載されており、公開すると違反事案の立件を困難にするための対抗措置を取られるなど、捜査に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、非公開とすることが妥当である。

(イ) 3 本件行政処分上申に至った経緯

(2) 交通切符取締り原票による行政処分上申の状況

実施機関が条例第7条第4号に該当するとして非公開とした部分のうち、行政処分上申あるいは事案を移送する際の手続きにおいて、公にされている通達等の記載内容から、通常使用すると考えられる書面の名称を単に記載したに過ぎないと認められる部分があり、この部分について公開することの支障は認められないため、公開すべきである。

一方で、捜査に関わると思料される部分については、公開すると捜査に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、非公開とすることが妥当である。

(ウ) 4 本件にかかる行政処分登録抹消について

具体的な捜査の着眼点が記載されている部分があり、この部分を公開すると事案の捜査に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、非公開とすることが妥当である。一方で、一般的な内容を記述した部分も認められ、これらについては公開すべきである。

(7) 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、県の機関等が行う事務・事業に関する情報について、当該事務・事業の内容及び性質からみて、公開することにより当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。

「適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる」とは、公開のもたらす支障だけではなく、公開の必要性などの種々の利益について比較衡量した結果、公開することの公益性を考慮してもなお、当該事務・事業の適正な遂行に生じるおそれがある支障が看過し得ない程度のものをいう。また、支障の程度については、名目的なものではなく実質的なものであることが要求されている。

(8) 条例第7条第6号該当性について

ア 違反場所の一部について

前記5(4)イ及び(6)アで条例第7条第2号及び同条第4号に該当しないと判断した違反場所の一部について、これらを公開しても、当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるとは認められないため、公開すべきである。

イ 抹消理由の一部について

諮問実施機関は、非公開とした情報は、事件登録の抹消に係る詳細な事由に関する情報であり、これを公開すると、今後の不正な行為を容易にすることも予測され、不必要な事件登録抹消事案が相次いで、これに係る事務が増加し、事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると説明している。

対象公文書⑦の抹消理由に記載された情報のうち、通常行われる事務的な手続

きの部分以外は、諮問実施機関の説明のとおり、公になると不正な行為が容易に行われる情報となることも予測される情報であり、公開すると今後の事務に支障が生ずるおそれがあると認められるため、非公開とすることが妥当である。

一方、対象公文書①、②及び④の抹消理由に記載された情報並びに対象公文書⑦の抹消理由に記載された情報のうち、通常行われる事務的な手続きの部分は、公になると不正な行為が容易に行われることは予測し難い、単なる事実を記載したものであり、公開しても今後の事務に支障が生ずるおそれはないと認められるため、公開すべきである。

ウ 行政処分上申の内容について

諮問実施機関は、当該情報は、違反者の行政処分上申に係る手続きの詳細に関する情報であり、公開することにより、酒気帯び運転に係る行政処分上申に用いる書面の種別が判明し、当該上申を不正に免れようとする者が書面への記載、警察官からの聞き取りに正しく応じなくなるなど、今後の行政処分事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある、と説明している。

対象公文書を見分したところ、当該箇所には、書面の名称、日付及び送付番号が記載されている。書面の名称については、行政処分上申手続において必要となる書類の名称であり、公表されている通達等にも記載されているものである。また、日付や送付番号についても、諮問実施機関が説明するようなおそれを具体的に認めることはできない。

当該箇所には一部、本答申で条例第7条第2号に該当し非公開を妥当とした情報が記載されており、当該部分については非公開とすべきであるが、その他の部分については、条例第7条第6号には該当せず、公開すべきである。

エ 違反名の一部及び警ら用無線自動車の無線呼称について

当該情報は、いずれも条例第7条第4号に該当すると認められることから、同条第6号該当性の判断は行わない。

(9) 審査請求人の意見書によるその他の様々な主張については、当審査会の判断を左右するものではない。

(10) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

公開しない部分	公開しない理由
<u>決裁欄の印影の一部、警察官の氏名</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 7 条第 2 号に該当 警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名であり、条例第 7 条第 2 号ただし書きウに定める規則（島根県情報公開条例施行規則第 3 条）に該当するため。</li> </ul>
<u>違反者（被疑者）の氏名、住所、本籍、生年月日、年齢、職業、違反車両の登録番号、免許証番号、交通違反歴、違反日時、呼出日時、違反場所の一部、申立て内容（供述内容）、挙動、交通反則切符の番号、違反番号、告知番号、検知結果、飲酒検知等実施時刻、運転免許取消し該当年数、被害者の診断書の提出年月日</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 7 条第 2 号に該当 特定の個人等に関する情報であり、公開することにより、特定の個人が識別され、若しくは識別されるおそれがあるほか、公開することによりなお特定の個人の利益を害するおそれがあると認められるため。</li> </ul>
<u>違反場所の一部、違反名の一部、超過速度及び走行速度</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 7 条第 4 号に該当 取締りの場所が特定され、交通犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</li> <li>・ 条例第 7 条第 6 号に該当 取締りの場所、違反の状況及び速度が特定され、当該場所における取締りを困難にし、今後の取締りの事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</li> </ul>
<u>警ら用無線自動車の無線呼称</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 7 条第 4 号に該当 公開することにより、将来の捜査に支障が生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあると認められるため。</li> <li>・ 条例第 7 条第 6 号に該当 公開することにより、今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</li> </ul>
<u>アルコール感知器（検知管）の名称の一部</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 7 条第 4 号に該当 使用するアルコール感知器の種別が特定され、交通犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>
<u>「行政処分上申に至った経緯」及び「行政処分登録抹消について」の一部</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 7 条第 4 号に該当 事件の捜査内容に関する情報であり、公開することにより将来の捜査に支障が生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあると認められるため。</li> </ul>
<u>抹消理由の一部、行政処分上申内容の一部及び送付書面</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 7 条第 6 号に該当 公開することにより、今後の取締りの事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</li> </ul>

○下線の部分が審査の対象（対象の公文書は、別表 2 左欄のとおり）

別表 2

字数：句読点・記号を含む

公文書名	公開すべき部分
①事件登録の抹消処理依頼について（平成 29 年 3 月 2 日付け）	3 違反事実のうち、 「(1)違反日時」の 2 行目 1 文字目から 7 文字目まで 「(2)違反場所」の 2 行目 15 文字目から 18 文字目まで 4 抹消理由のうち、 2 行目 9 文字目から 26 文字目まで、及び 4 行目 1 文字目から 29 文字目まで
②事件登録の抹消依頼について（平成 29 年 4 月 21 日付け）	1 枚目、3 違反内容のうち、 「(1)違反日時」の 2 行目 1 文字目から 7 文字目まで 「(2)違反場所」の 2 行目 18 文字目から 21 文字目まで 2 枚目、5 抹消理由のうち、 2 行目 4 文字目から 28 文字目まで、及び 4 行目 4 文字目から 10 文字目まで
③事件登録の抹消依頼について（平成 29 年 6 月 8 日付け）	1 枚目、3 違反内容のうち、 「(1)違反日時」の 2 行目 1 文字目から 7 文字目まで 「(2)違反場所」の 2 行目 18 文字目から 19 文字目まで 2 枚目、5 抹消理由のうち、 5 行目 7 文字目から 18 文字目まで
④事件登録の抹消依頼について（平成 29 年 6 月 27 日付け）	3 違反内容のうち、 「(1)違反日時」の 2 行目 1 文字目から 7 文字目まで 4 抹消理由のうち 2 行目 5 文字目から 24 文字目まで
⑤道路交通法違反事件処分登録抹消について（依頼）（平成 29 年 11 月 9 日付け）	1 枚目、1 行政処分登録抹消にかかる道路交通法違反のうち、 3 行目 5 文字目から 11 文字目まで、4 行目 19 文字目から 22 文字目まで、12 行目 7 文字目から 22 文字目まで、32 文字目から 36 文字目まで、及び 13 行目 5 文字目から 8 文字目まで、及び 16 文字目から 30 文字目まで 2 本件違反の現認状況、飲酒検知等捜査状況（概要）のうち、 「(1)違反現認、職務質問時の状況」の 4 行目 38 文字目から 5 行目 3 文字目まで、及び同行 13 文字目、並びに 8 行目 3 文字目から 7 文字目まで 2 枚目、2 本件違反の現認状況、飲酒検知等捜査状況（概要）のうち、 「(3)違反者取調べ状況」の 12 行目 12 文字目から 15 文字目まで 3 枚目、3 本件行政処分上申に至った経緯のうち、 「(2)交通切符取締り原票による行政処分上申の状況」の 8 行目 32 文字目から 9 行目 2 文字目まで、10 行目 30 文字目から 40 文字目まで、及び 13 行目 29 文字目から 39 文字目まで 4 本件にかかる行政処分登録抹消についてのうち、 3 行目 5 文字目から 16 文字目まで
⑥事件登録の抹消依頼について（平成 29 年 11 月 16 日付け）	1 枚目、3 違反内容のうち、 「(1)違反日時」の 2 行目 1 文字目から 8 文字目まで 「(2)違反場所」の 2 行目 19 文字目から 22 文字目まで
⑦事件登録の抹消処理について（平成 29 年 11 月 22 日付け）	2 事件概要のうち、 「(1)発生日時」の 2 行目 1 文字目から 8 文字目まで 「(2)発生場所」の 2 行目 17 文字目から 19 文字目まで 3 抹消理由のうち 3 行目 1 文字目から 8 文字目まで及び 22 文字目から 26 文字目まで 5 行目 32 文字目から 6 行目 5 文字目まで

(諮問第159号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成30年 5月30日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成30年10月 9日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理
平成30年10月22日	審査請求人の意見書を受理
令和 3年 2月25日 (審査会第1回目)	審議 (第1部会)
令和 3年 3月18日 (審査会第2回目)	審議 (第1部会)
令和 3年 5月20日 (審査会第3回目)	審議 (第1部会)
令和 3年 7月 1日 (審査会第4回目)	審議 (第1部会)
令和 3年 7月29日 (審査会第5回目)	審議 (第1部会)
令和 3年 8月26日 (審査会第6回目)	審議 (第1部会)
令和 3年 9月30日 (審査会第7回目)	審議 (第1部会)
令和 3年11月 5日 (審査会第8回目)	審議 (第1部会)
令和 3年11月26日 (審査会第9回目)	審議 (第1部会)
令和 3年12月24日 (審査会第10回目)	審議 (第1部会)
令和 4年 2月24日 (審査会第11回目)	審議 (第1部会)
令和 4年 4月21日 (審査会第12回目)	審議 (第1部会)
令和 4年 5月26日 (審査会第13回目)	審議 (第1部会)
令和 4年 6月16日 (審査会第14回目)	審議 (第1部会)
令和 4年 8月18日 (審査会第15回目)	審議
令和 4年10月14日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対し答申

(参考)

答申に関与した島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会